

< 特定建築物使用開始（該当）届の、「添付書類5」作成例 >

※ この場合、該当届等の届出者は所有者となる。

確 認 書

【所有者の名称】（以下「甲」という。）は、【維持管理権原者の名称】（以下「乙」という。）に対し、【特定建築物所在地】にある【特定建築物名称】（以下「本物件」という。）の「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に規定する維持管理について、下記のとおり確認する。

記

第〇条 乙は甲に代わって、本物件の維持管理に関する業務を行う。

第△条 乙は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定する維持管理について権原を有する者として、特定建築物である本物件の維持管理に関し、同法の規定により課せられる義務 ※1を履行するために必要な全ての権利（権限）を有し、当該義務を履行するために必要と認められる行為については、甲の承認を得ずに行うことができるものとする ※2。ただし、法令により当該権利（権限）を制限される場合はこの限りではない。

平成 年 月 日

甲 【法人所在地、名称、代表取締役名、印】

乙 【法人所在地、名称、代表取締役名、印】

※1 下線部は、以下をさす。

- ・ 法第4条第1項の規定に基づき、建築物環境衛生管理基準に従い維持管理すること
- ・ 法第6条第2項の規定に基づき建築物環境衛生管理技術者からの意見の申出を尊重し維持管理すること
- ・ 法第12条の規定に基づき都道府県知事等が発出する維持管理の方法の改善命令等に従うこと

※2 受託者が自らの判断に基づき全ての管理行為を為し得ることが可能であることが明記されている必要がある。